

株式会社プログリット
定款

定 款

第1章 総 則

第1条 (商 号)

当社は、株式会社プログリットと称し、英文ではPROGRIT Inc.と表示する。

第2条 (目 的)

当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 語学教室の運営に関する事業
2. 英語トレーニング事業
3. 官公庁、企業での英会話研修に関する事業
4. 海外研修旅行の企画と実施に関する事業
5. 留学斡旋及び教育カウンセリングに関する事業
6. 有料職業紹介事業
7. 幼稚園、学校への講師派遣事業
8. 学習教材の制作及び販売に関する事業
9. 英会話講師の養成に関する事業
10. 出版事業
11. 前各号に附帯する一切の事業

第3条 (本店の所在地)

当社は、本店を東京都千代田区に置く。

第4条 (公告の方法)

当社の公告は、電子公告により行う。

- ② やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第5条 (機関の設置)

当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

第2章 株 式

第6条 (発行可能株式総数)

当社の発行可能株式総数は、1千万株とする。

第7条 (自己株式の取得)

当社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

第8条 (単元株式数)

当会社の1単元の株式数は、100株とする。

第9条 (単元未満株主の権利制限)

当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 取得請求権付株式の取得を請求する権利
3. 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

第10条 (株主名簿管理人)

当会社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
- ③ 当会社の株主名簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。

第11条 (株式取扱規程)

当会社の株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第12条 (基準日)

当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- ② 前項の規定にかかわらず、同項の株主の権利を害しない場合は、同項記載の日の後に募集株式の発行、合併、株式交換又は吸収分割その他これに準ずる事由により当会社の議決権を有する株式を取得した者の全部又は一部を、当該定時株主総会において議決権を行使することができる株主と定めることができる。
- ③ 第1項のほか、必要があるときは、あらかじめ公告して一定の日の最終の株主名簿に記載されている株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とするすることができる。

第3章 株 主 総 会

第13条 (招 集)

当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

第14条 (招集手続)

株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、社長が招集する。社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

第15条 (議 長)

株主総会の議長は、社長がこれに当たる。

- ② 社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役がこれ

に代わる。

第16条（電子提供措置等）

当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- ② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第17条（決議の方法）

株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第18条（議決権の代理行使）

株主は、当社の議決権を行使することができる株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。この場合は、代理権を証する書面を株主総会ごとに提出しなければならない。

第19条（議事録）

株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。

第4章 取締役及び取締役会

第20条（取締役の員数）

当社には、取締役5名以内を置く。

第21条（取締役の選任）

当社の取締役は、株主総会の決議によって選任する。

- ② 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ③ 取締役の選任については、累積投票によらない。

第22条（取締役の任期）

取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうちの最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- ② 増員または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

第23条（代表取締役および役付取締役）

代表取締役は、取締役会の決議で定める。

- ② 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。
- ③ 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

第24条 (報酬等)

取締役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。

第25条 (取締役会の招集権者および議長)

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ定めた順序により、これに代わって招集し、議長となる。

第26条 (取締役会の招集通知)

取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対して会日の3日前までに発する。ただし、緊急を要する場合は更に短縮することができる。

- ② 取締役会は、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

第27条 (決議の方法)

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

第28条 (取締役会の決議等の省略)

取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときは、この限りではない。

第29条 (取締役会議事録)

取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。

第30条 (取締役会規程)

取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程によるものとする。

第31条 (取締役の責任免除に関する定め)

当社は、会社法第426条の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該役員等の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

第32条 (取締役の責任限定契約)

当社は、会社法第427条の規定により、取締役(業務執行取締役または支配人その他の使用人である者を除く。)との間で、当該取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度額として責任を負担する契約を

締結することができる。

第5章 監査役及び監査役会

第33条 (員数)

当会社の監査役は、5名以内とする。

第34条 (監査役の選任)

当会社の監査役は、株主総会の決議によって選任する。

- ② 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第35条 (監査役の任期)

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうちの最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- ② 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第36条 (常勤監査役)

監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

第37条 (監査役会の招集通知)

監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

第38条 (監査役会の決議の方法)

監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

第39条 (監査役会の議事録)

監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。

第40条 (監査役会規則)

監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。

第41条 (報酬等)

監査役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。

第42条 (監査役の責任免除に関する定め)

当会社は、会社法第426条の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該役員等の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

第43条 (監査役の責任限定契約)

当社は、会社法第427条の規定により、監査役との間で、当該監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度額として責任を負担する契約を締結することができる。

第6章 会計監査人

第44条 (会計監査人の選任)

会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

第45条 (会計監査人の任期)

会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- ② 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第46条 (会計監査人の報酬等)

会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第7章 計算

第47条 (事業年度)

当社の事業年度は、毎年9月1日から翌年8月末日までの年1期とする。

第48条 (期末配当金)

当社は、株主総会の決議によって、毎年8月末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を行う。

第49条 (中間配当金)

当社は、取締役会の決議によって、毎年2月末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

第50条 (期末配当金等の除斥期間)

期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

- ② 未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。

第8章 附則

第51条 (法令の適用)

この定款に定めのない事項は、すべて会社法その他の法令によるものとする。